

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により，監査の結果に基づき講じた措置について，茨城県知事より通知があったので，次のとおり公表する。

平成30年6月12日

茨城県監査委員	細谷典幸
同	伊沢勝徳
同	岡野栄治
同	羽生健志

(指摘事項)

監査対象機関名 茨城県常陸大宮土木事務所太子工務所	監査実施年月日 平成 30 年 1 月 12 日
○監査の結果 公印及び小切手の管理が不適切であり、小切手を不正に振り出されたことは、著しく適切でない。	
○措置状況 指摘を受けた事項について、公印及び小切手帳はそれぞれ別の施錠された小金庫にて保管し、それを大型固定金庫内で常時管理した上で、地方出納員が在庁時に限り小切手の振出しの事務を行うこととした。なお、金庫の鍵は地方出納員（次長）のみが管理し、職員が一人で金庫の開閉や公印の使用をすることがないよう厳正なセキュリティ体制を徹底した。 また、小切手帳については、使用の有無にかかわらず地方出納員が毎日確認しその形跡を残すなどして、厳正確実な確認作業のもと適正な管理を徹底することとした。小切手の使用に関しては、自動口座振替払いへの移行を進め、小切手の振出し事案を必要最小限にすると共に、再発防止に向けて、財務会計事務における相互チェックの徹底、財務会計研修等への積極的参加により公金を扱う意識や公務員としての資質向上、服務規律の確保を図った。	

(注意事項)

監査対象機関名 茨城県行方県税事務所	監査実施年月日 平成 29 年 11 月 27 日
○監査の結果 個人事業税の定期課税において、チェック体制の不備があったため、税額の算定を誤り、過大又は過小に徴収していたことは適切でない。	
○措置状況 指摘を受けた事項については、①税額の計算を行う際、②電算入力を行う際、③入力内容の電算出力リストの確認の際の3重のチェックを担当者のほか副担当者等複数人で行い再発防止の徹底を図るとともに、課税標準額の明記などチェックシート の改善を行い、税額算定のチェック機能を強化した。 過大又は過小に徴収していた納税者については、税額の誤りについて報告の上、謝罪し、すみやかに税額の更正処理を行った。 今後は、地区税務協議会や税務課主催の研修によって担当職員の知識と意識の向上を図り、組織として入力期限までの進捗状況等の進行管理を行うとともに、入力内容のチェック等の基本的作業の実施状況の管理を徹底することで、同様の事例が発生しないよう、適正な事務事業の執行に努めていく。	
監査対象機関名 茨城県福祉相談センター	監査実施年月日 平成 29 年 11 月 13 日
○監査の結果 母子・父子・寡婦福祉資金貸付金の償還金において、収入未済額の歳入会計年度の更正を誤り、かつ決算に影響を与えたことは適切でない。	
○措置状況 再発防止策として、平成 29 年 10 月 18 日に全職員を対象にした財務会計に係る研修会を開催し、職員の財務会計に関する知識の向上に努めた。 さらに、決算の時期には新たにチェックリストを作成し、事務処理に遺漏のないよう徹底するとともに、複数の職員によるチェック体制を徹底し、適正な事務の執行に努めることとする。	
監査対象機関名 茨城県竜ヶ崎工事事務所	監査実施年月日 平成 30 年 2 月 21 日
○監査の結果 河川占用料の調定について、検査指導課が管理・運用する占用許可管理システムの不備に起因したとはいえ、チェック機能が働かず、調定漏れ及び調定遅延となったことは適切でない。	

○措置状況

指摘を受けた事項について、再発を防止するため、システムから出力された納入通知書と前年度の調定一覧表及び占使用許可台帳を複数体制で突合することとし、チェック体制の強化を図った。

なお、システムの不備については、すでに解消している。

監査対象機関名

茨城県境工事事務所

監査実施年月日

平成 30 年 2 月 28 日

○監査の結果

河川占用料の調定について、検査指導課が管理・運用する占用許可管理システムの不備に起因したとはいえ、チェック機能が働かず、調定漏れがあったことは適切でない。

○措置状況

指摘を受けた事項について、再発を防止するため、システムから出力された納入通知書と前年度の調定一覧及び占使用許可台帳を複数体制で突合することとし、チェック体制の強化を図った。

なお、システムの不備については、すでに解消している。